

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 16    | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上関町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに  
あたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に  
影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の  
事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人  
のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

|      |    |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

## 評価実施機関名

上関町長

## 公表日

平成27年6月16日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 国民年金に関する事務  |
| ②事務の概要                   | ・国民年金法に基づく法定受託事務(国民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等)<br>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。<br>①国民年金被保険者の資格得喪等の届出事務<br>②保険料免除・納付猶予等申請の受付事務<br>③裁定請求事務 |
| ③システムの名称                 | 国民年金システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 国民年金ファイル                 |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一第31項 ※主務省令未制定   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第7号 別表第二<br>平成26年内閣府・総務省令第7号   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 保健福祉課国保年金係  |
| ②所属長                     | 保健福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島503 0820-62-0311  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島503 0820-62-0311  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年4月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年4月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

